

「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正案	現行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">保育対策総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) から (10) (略)</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">保育対策総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 保育対策総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省} 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この統合補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 保育士資格取得支援事業 ① 保育士資格取得支援事業</p>

「保育人材確保事業の実施について」(平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号) の別添 1 に定める「保育士資格取得支援事業実施要綱」の I 「保育士資格取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

イ 地方公共団体以外の者(以下「民間団体等」という。)が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

② 保育士試験による資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 1 に定める「保育士資格取得支援事業実施要綱」の II 「保育士試験による資格取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 受験対策学習費用補助事業

民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

イ 保育士試験受験直前講座実施事業

都道府県又は指定都市が行う事業

(2) 保育士試験追加実施支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 2 に定める「保育士試験追加実施支援事業実施要綱」により、都道府県又は指定都市が行う事業

(3) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 3 に定める「保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 保育士宿舎借り上げ支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 4 に定める「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(5) 保育人材等就職・交流支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添5に定める「保育人材等就職支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(6) 保育体制強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ② ①の事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 保育補助者雇上強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添7に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ③ ①又は②の事業（指定都市及び中核市を除く。）に対して都道府県が補助する事業

(8) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添8に定める「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

(9) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添9に定める「保育士・

(削除)

(11) 保育士・保育の現場の魅力発信事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 11 に定める「保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信

ア 都道府県又は指定都市が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業

② 保育士が相談しやすい体制整備

ア 都道府県又は市町村が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

(12) から (17) (略)

保育所支援センター設置運営事業実施要綱」により、都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

(10) 潜在保育士再就職支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 10 に定める「潜在保育士再就職支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(11) 保育士修学資金貸付等事業

「保育士修学資金の貸付け等について」(平成 28 年 2 月 3 日厚生労働省発雇児 0203 第 3 号) の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)が行う事業

② 都道府県等が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

(新設)

(12) 保育所等改修費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 30 号)の別添 1 に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(13) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 2 に定める「都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都市部における保育所等への賃借料支援事業

市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業に対して都道府県が補助する事業

- ② 保育所設置促進事業

民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(14) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 3 に定める「認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 認可化移行可能性調査支援事業、認可化移行助言指導支援事業、指導監督基準遵守助言指導支援事業

ア 都道府県が行う事業

イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

- ② 認可化移行移転費等支援事業

ア 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(15) 民有地マッチング事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 4 に定める

「民有地マッチング事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング支援、整備候補地等の確保支援
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
- ② 地域連携コーディネーターの配置支援
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
 - ウ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業
 - エ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(16) 広域的保育所等利用事業

「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第4号）別添5に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」により、市町村が行う事業

(17) 保育利用支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添1に定める「保育利用支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(18) 3歳児受入れ等連携支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添2に定める「3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 3歳児受入れ連携支援事業
 - ア 市町村が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ② 家庭的保育コンソーシアム形成事業

ア 市町村が行う事業

(18) 3歳児受入れ等連携支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添2に定める「3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 3歳児受入れ連携支援事業
 - ア 市町村が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ② 家庭的保育コンソーシアム形成事業
 - 市町村が行う事業

(19) 医療的ケア児保育支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添3に定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

①、② (略)

(20) (略)

(21) 保育所等における要支援児童等対応推進事業
(略)

(22) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」(平成29年4月28日雇児発0428第4号)の別添2に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 指定都市又は中核市(以下この号において「指定都市等」という。)が実施する事業
- ②、③ (略)

(19) 医療的ケア児保育支援モデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添3に定める「医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市又は中核市(以下この号において「都道府県等」という。)が実施する事業
- ② 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(20) 家庭支援推進保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添4に定める「家庭支援推進保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(29) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添8に定める「保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(21) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」(平成29年4月28日雇児発0428第4号)の別添3に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 指定都市又は中核市(以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。)が実施する事業
- ② 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業

(23) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 基本改善事業及び環境改善事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を除く。）

ア 指定都市又は中核市（以下この号において「指定都市等」という。）が実施する事業

イ、ウ （略）

- ② 環境改善事業（安全対策事業 （新型コロナウイルス感染症対策として行う場合を除く。））

ア、イ （略）

- ③ （略）

(24) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

- ③ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(22) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 基本改善事業及び環境改善事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）

ア 指定都市又は中核市（以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。）が実施する事業

イ 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業

ウ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

- ② 環境改善事業（安全対策事業）

ア 都道府県が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が補助する事業

- ③ 環境改善事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）

ア 市町村が行う事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業

(23) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

(略)

(削除)

(25) から (27) (略)

(28) 新たな待機児童対策提案型事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添7に定める「新たな待機児童対策提案型事業実施要綱」による次に掲げる事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添1に定める「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県又は市町村が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(24) 保育施設・事業の届出促進事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添2に定める「保育施設・事業の届出促進事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(25) 放課後居場所緊急対策事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添1に定める「放課後居場所緊急対策事業実施要綱」により市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(26) 小規模多機能・放課後児童支援事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2に定める「小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱」により市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(27) 待機児童対策協議会推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添6に定める「待機児童対策協議会推進事業実施要綱」により、都道府県が行う事業

(28) 新たな待機児童対策提案型事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添7に定める「新たな待機児童対策提案型事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業
- ③ (略)

(29) 認可外保育施設改修費等支援事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添3に定める「認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第2欄の種目ごと(3の(3)、(4)、(6)、(7)、(10)、(12)から(14)まで、(17)、(18)の①、(20)、(21)、(23)及び(29)については施設ごと、(16)については箇所ごと、(25)及び(26)については事業所ごと)の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

- ① 3の(4)の事業以外
 - ア 第2欄の種目ごと(3の(3)、(7)、(10)、(12)から(14)まで、(17)、(18)の①、(20)、(21)、(23)及び(29)の①については施設ごと、(16)については箇所ごと、(25)及び(26)

- ① 都道府県又は市町村(以下この号において「都道府県等」という。)が行う事業

- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

- ③ 市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(30) 認可外保育施設改修費等支援事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添4に定める「認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村(以下この号において「都道府県等」という。)が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第2欄の種目ごと(3の(3)、(4)、(6)、(7)、(10)、(12)から(14)まで、(17)、(18)の①、(20)、(22)、(29)及び(30)については施設ごと、(16)については箇所ごと、(25)及び(26)については事業所ごと)の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

- ① 3の(4)の事業以外
 - ア 第2欄の種目ごと(3の(3)、(6)、(7)、(10)、(12)から(14)まで、(17)、(18)の①、(20)、(22)、(29)及び(30)の①については施設ごと、(16)については箇所ごと、(25)及

については事業所ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ (略)

② (略)

(2) 間接補助事業

① 3の(1)の①イ及び②ア、(3)の②、(5)の②、(8)の②、(10)の②、(11)の①イ及び②イ、(14)の②イ、(15)の②ウ及

び(26)については事業所ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(4)の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

① 3の(1)の①イ及び②ア、(3)の②、(5)の②、(8)の②、(10)の②、(11)の②、(14)の②イ、(15)の②ウ及びエ、(17)

びエ、(17)の②、(18)の①イ、(20)の②、(28)の②イ及びウ並びに(29)の②の事業

ア 第2欄の種目ごと(3の(3)の②、(10)の②、(14)の②イ、(17)の②、(18)の①イ、(20)の②及び(29)の②については施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ (略)

②から⑥ (略)

の②、(18)の①イ、(20)の②、(28)の②イ及びウ並びに(30)の②の事業

ア 第2欄の種目ごと(3の(3)の②、(10)の②、(14)の②イ、(17)の②、(18)の①イ、(20)の②及び(30)の②については施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(4)の②の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

③ 3の(6)の事業

ア ①の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

④ 3の(7)の事業

ア ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の

合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑤ 3の(12)の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ アの事業以外

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑥ 3の(13)の①の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

⑦ 3の(13)の②の事業、(21)の②及び(29)の②の事業
(略)

⑧ 3の(19)の②及び (24)の②の事業
(略)

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に40分の27を乗じる。

ただし、平成29年度末時点で本事業の補助を受けていた施設について、引き続き補助を受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑦ 3の(13)の②の事業、(29)の②並びに(30)の②の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑧ 3の(19)の②並びに (23)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象

⑨ 3の (22) の事業
(略)

⑩ 3の (23) の事業
(略)

経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑨ 3の (21) の事業

ア ②の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑩ 3の (22) の事業

ア ①のイの事業、③のイの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の

額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ①のウの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ウ ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑪ 3の(24)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(削除)

(補助金の概算払)

5 (略)

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) から (10) (略)

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第2欄の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、そ

の効率的な運営を図らなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (10) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。

- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

- ① (1) から (9) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働

- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

- ① (略)

② 間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア (略)

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

③ (略)

(12) から (15) (略)

大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)、(8)及び(9)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

② 間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、(5)及び(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5)の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

(12) (11) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合に

は、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(13) 都道府県又は市町村が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」(市町村の場合は「市町村長」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」(市町村の場合は「市町村長の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」(市町村の場合は「市町村」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5) の規定中「50 万円」とあるのは「30 万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について 証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(14) (13) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適化法第 26 条第 2 項に基づき、3 の (1)、(2)、(4) から (20) まで、(22) から (26) まで、(28) 及び (29) に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
アからウ (略)

(2) (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準的期間)

付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適化法第 26 条第 2 項に基づき、3 の (1) から (2) まで、(4) から (12) まで、(14) から (26) まで 及び (28) から (30) まで に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式 3 による申請書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式 4 に添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 5 に添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式 3 による申請書に關係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 (略)

(交付決定の通知)

10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 適化法第26条第2項に基づき、3の(1)、(2)、(4)から(20)まで、(22)から(26)まで、(28)及び(29)に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
アからウ (略)

9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、7の(1)又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式6又は別紙様式7により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 適化法第26条第2項に基づき、3の(1)から(2)まで、(4)から(12)まで、(14)から(26)まで及び(28)から(30)までに係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式9に添えて翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) (略)

(補助金の額の確定の通知)

12 (略)

(補助金の返還)

13 (略)

(その他)

14 (略)

る。

ウ 東京都知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 10 に添えて翌年度 4 月 10 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に關係書類を添えて、事業が完了した日から起算して 1 月を経過した日 (6 の (3) により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日) 又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式 11 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により 4, 7, 8 及び 11 に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めによるものとする。

「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」 新旧対照表（赤字下線部：変更箇所）

改正案					現行				
別表					別表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育士資格取得支援事業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p> <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり <u>7,210円</u></p>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2	直接補助事業	保育士資格取得支援事業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p> <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり <u>7,000円</u></p>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2
		<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限 100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり <u>7,210円</u></p>					<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限 100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり <u>7,000円</u></p>		

		<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2</p> <p>ただし、1人当たり上限100,000円</p>				<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2</p> <p>ただし、1人当たり上限100,000円</p>			
		<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2</p> <p>ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 				<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2</p> <p>ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 			
		<p>5. 保育士試験受験直前講座実施事業（うち、保育士試験受験直前講座実施事業）</p> <p>直前講座受講者1人当たり6,000円</p>				<p>5. 保育士試験受験直前講座実施事業（うち、保育士試験受験直前講座実施事業）</p> <p>直前講座受講者1人当たり6,000円</p>			
	保育士試験追加実施支援事業	厚生労働大臣が別に定める額	保育士試験追加実施支援事業を実施するために必要な旅費、共済費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2		保育士試験追加実施支援事業	厚生労働大臣が別に定める額	保育士試験追加実施支援事業を実施するために必要な旅費、共済費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2
	保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円	保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職	1 / 2		保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円	保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職	1 / 2

			員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費				員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
保育士宿舍 借り上げ支 援事業	1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度から引き続き令和2年度において本事業の対象者であって、令和3年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000円	保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料	1/2		保育士宿舍 借り上げ支 援事業	1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度において本事業の対象者であって、令和2年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000円	保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料	1/2
保育人材等 就職・交流 支援事業	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり 11,731,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000円	保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告	1/2		保育人材等 就職・交流 支援事業	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり 11,667,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000円	保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告	1/2
	2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 (1) 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり 7,210円 ②調整費 1人当たり 4,000円 (2) 指定保育士養成施設の学生の保育実	3/4		2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 (1) 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり 7,000円 ②調整費 1人当たり 4,000円 (2) 指定保育士養成施設の学生の保育実		3/4		

	<p>習受け入れ</p> <p>①実習受入費 1人当たり 10,000円</p> <p>②調整費 1人当たり 4,000円</p>	料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2		<p>習受け入れ</p> <p>①実習受入費 1人当たり 10,000円</p> <p>②調整費 1人当たり 4,000円</p>	料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
	3. 保育所等における業務集約化推進事業 厚生労働大臣が別に定める額				3. 保育所等における業務集約化推進事業 厚生労働大臣が別に定める額		
保育補助者 雇上強化事業	<p>1. 利用定員が121人未満の施設の場合</p> <p>1か所当たり年額 <u>2,333,000円</u></p> <p>※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。</p> <p><u>1か所当たり年額 3,111,000円</u></p> <p>2. 利用定員が121人以上の施設の場合</p> <p>1か所当たり年額 <u>4,666,000円</u></p> <p>※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。</p> <p><u>1か所当たり年額 6,222,000円</u></p>	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3 / 4	保育補助者 雇上強化事業	<p>1. 利用定員が121人未満の施設の場合</p> <p>1か所当たり年額 <u>2,264,000円</u></p> <p>2. 利用定員が121人以上の施設の場合</p> <p>1か所当たり年額 <u>4,528,000円</u></p>	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3 / 4
若手保育士 や保育事業者等への巡回支援事業	<p>1. 若手保育士への巡回支援</p> <p>1自治体当たり 4,064,000円</p> <p>2. 保育事業者への巡回支援</p> <p>1自治体当たり 4,064,000円</p> <p>3. 放課後児童クラブへの巡回支援</p> <p>1自治体当たり 4,064,000円</p> <p>4. <u>保育士の働き方改革への巡回支援</u></p> <p><u>1自治体当たり 4,064,000円</u></p> <p>5. <u>魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施</u></p> <p><u>1自治体当たり 1,624,000円</u></p> <p>6. <u>保育実践充実コーディネーターによる巡回支援</u></p> <p><u>1自治体当たり 4,064,000円</u></p> <p>7. <u>自己評価に係る地域協議会</u></p> <p><u>1自治体当たり 1,624,000円</u></p>	若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	1 / 2	若手保育士 や保育事業者等への巡回支援事業	<p>1. 若手保育士への巡回支援</p> <p>1自治体当たり 4,064,000円</p> <p>2. 保育事業者への巡回支援</p> <p>1自治体当たり 4,064,000円</p> <p>3. 放課後児童クラブへの巡回支援</p> <p>1自治体当たり 4,064,000円</p>	若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	1 / 2

保育士・保育所支援センター設置運営事業	<p>(1) 保育士・保育所支援センター開設運営経費 1 自治体当たり <u>7,200,000</u> 円</p> <p>(2) 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 1 自治体当たり 4,000,000 円 ※加算の対象となる場合、1 自治体当たり 8,000,000 円 ※平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1 自治体当たり 4,000,000 円</p> <p>(3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1 自治体当たり <u>469,000</u> 円</p> <p>(4) 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費 1 自治体当たり <u>6,119,000</u> 円</p> <p>(5) 保育士登録簿を活用した就職促進経費 1 自治体当たり <u>3,664,000</u> 円</p> <p>(6) マッチングシステム導入費 1 自治体当たり 7,000,000 円 (減額の場合) 5,000,000 円</p> <p>(7) 放課後児童支援員の人材確保支援経費 1 自治体当たり <u>1,217,000</u> 円</p>	保育士・保育所支援センター設置運営事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2		保育士・保育所支援センター設置運営事業	<p>(1) 保育士・保育所支援センター開設運営経費 1 自治体当たり <u>4,300,000</u> 円</p> <p>(2) 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 1 自治体当たり 4,000,000 円 ※加算の対象となる場合、1 自治体当たり 8,000,000 円 ※平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1 自治体当たり 4,000,000 円</p> <p>(3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1 自治体当たり <u>465,000</u> 円</p> <p>(4) 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費 1 自治体当たり <u>4,030,000</u> 円</p> <p>(5) 保育士登録簿を活用した就職促進経費 1 自治体当たり <u>3,517,000</u> 円</p> <p>(6) マッチングシステム導入費 1 自治体当たり 7,000,000 円 (減額の場合) 5,000,000 円</p> <p>(7) 放課後児童支援員の人材確保支援経費 1 自治体当たり <u>1,190,000</u> 円</p>	保育士・保育所支援センター設置運営事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
潜在保育士再就職支援事業	1 施設当たり 100,000 円	潜在保育士再就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員	1 / 2		潜在保育士再就職支援事業	1 施設当たり 100,000 円	潜在保育士再就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員	1 / 2

			手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費				手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	保育士修学資金貸付等事業	<p><u>1 保育士修学資金貸付</u></p> <p><u>(1) 基本額</u> 1人当たり月額 50,000円以内</p> <p><u>(2) 加算額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>入学準備金(貸付初回時)</u> 1人当たり 200,000円以内 ・<u>就職準備金(卒業時)</u> 1人当たり 200,000円以内 ・<u>貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者</u> 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 <p><u>2 保育補助者雇上費貸付</u> 1か所当たり年額 2,953,000円以内 <u>(加算分)</u> 1か所当たり年額 2,215,000円以内</p> <p><u>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付</u></p>	<p><u>保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</u></p>	<u>9 / 10</u>

						<p>保育士が要した保育料の1/2</p> <p>※ ただし、上限 月額27,000円</p> <p>4 就職準備金貸付</p> <p>1人当たり 200,000円以内</p> <p>(加算分) 1人当たり 200,000円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもへの預かり支援事業利用料金の一部貸付</p> <p>・未就学児を持つ保育士の子どもへの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2</p> <p>※ ただし、年額123,000円以内</p> <p>6 事務費</p> <p>・1事業当たり 4,275,000円以内</p> <p>・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合</p> <p>1事業当たり 5,775,000円以内</p> <p>※ 都道府県等から委託を受けた都道府県等社会福祉協議会が保育士修学資金貸付等事業を実施する場合に限る。</p>		
保育士・保育の現場の魅力発信事業	<p>1. 保育士という職業や保育の現場の魅力発信</p> <p>1自治体当たり 8,108,000円</p> <p>2. 保育士が相談しやすい体制整備</p> <p>(1) 保育士の相談窓口の設置</p> <p>1自治体当たり 4,035,000円</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に関する相談支援</p> <p>1自治体当たり 5,599,000円</p>	保育士・保育の現場の魅力発信事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費(通信運搬	1/2		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

			<u>費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</u>					
保育所等改修費等支援事業	<p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 事業所当たり 32,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 事業所当たり 35,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合 1 事業所当たり 22,000,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 施設当たり 35,000,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合 1 施設当たり 32,000,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「待機児童解消に向けて緊急的に対</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費</p>	<p>1 / 2 (注 1) 2 / 3</p>	保育所等改修費等支援事業	<p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 事業所当たり 32,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 事業所当たり 35,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合 1 事業所当たり 22,000,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 施設当たり 35,000,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合 1 施設当たり 32,000,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「待機児童解消に向けて緊急的に対</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費</p>	<p>1 / 2 (注 1) 2 / 3</p>	

	<p>応ずる施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合 1 か所当たり 32,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合 1 か所当たり 35,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合 保育所で行う場合 1 か所当たり 22,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p>				<p>応ずる施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合 1 か所当たり 32,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合 1 か所当たり 35,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合 保育所で行う場合 1 か所当たり 22,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p>		
認可外保育施設改修費等支援事業	<p>(1) 改修費等支援事業 1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(2) 移転費等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転費 1 施設当たり 1,200,000 円 ・仮設置費 1 施設当たり 3,800,000 円 	認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を	1 / 2	認可外保育施設改修費等支援事業	<p>(1) 改修費等支援事業 1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(2) 移転費等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転費 1 施設当たり 1,200,000 円 ・仮設置費 1 施設当たり 3,800,000 円 	認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を	1 / 2

			除く。)、備品 購入費				除く。)、備品 購入費	
認可化移行 のための助 言指導・移 転費等支援 事業	<ol style="list-style-type: none"> 認可化移行可能性調査支援 1施設当たり <u>587,000</u>円 認可化移行助言指導支援 1施設当たり <u>524,000</u>円 指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり <u>786,000</u>円 認可化移行移転費等支援事業 <ol style="list-style-type: none"> 移転費 1施設当たり 1,200,000円 仮設置費 1施設当たり 3,800,000円 	認可化移行の ための助言指 導・移転費等 支援事業を実 施するために 必要な報酬、 給料、職員手 当等、報償費、 旅費、工事請 負費、需用費 (消耗品費、 食糧費、燃料 費、印刷製本 費、光熱水費 及び修繕料)、 役務費(通信 運搬費、手数 料、広告料)、 委託料、使用 料及び賃借 料、備品購入 費	1 / 2	認可化移行 のための助 言指導・移 転費等支援 事業	<ol style="list-style-type: none"> 認可化移行可能性調査支援 1施設当たり <u>576,000</u>円 認可化移行助言指導支援 1施設当たり <u>514,000</u>円 指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり <u>771,000</u>円 認可化移行移転費等支援事業 <ol style="list-style-type: none"> 移転費 1施設当たり 1,200,000円 仮設置費 1施設当たり 3,800,000円 	認可化移行の ための助言指 導・移転費等 支援事業を実 施するために 必要な報酬、 給料、職員手 当等、報償費、 旅費、工事請 負費、需用費 (消耗品費、 食糧費、燃料 費、印刷製本 費、光熱水費 及び修繕料)、 役務費(通信 運搬費、手数 料、広告料)、 委託料、使用 料及び賃借 料、備品購入 費	1 / 2	
民有地マッ チング事業	<ol style="list-style-type: none"> 民有地マッチング支援 1自治体当たり年額 <u>5,900,000</u>円 整備候補地等の確保支援 1自治体当たり年額 4,500,000円 コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000円 	民有地マッ チング事業を 実施するた めに必要な 報酬、給料、 職員手当等、 報償費、旅 費、需用費 (会議費、印 刷製本費)、 役務費(通信 運搬費、廣 告料、	1 / 2	民有地マッ チング事業	<ol style="list-style-type: none"> 民有地マッチング支援 1自治体当たり年額 <u>5,700,000</u>円 整備候補地等の確保支援 1自治体当たり年額 4,500,000円 コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000円 	民有地マッ チング事業を 実施するた めに必要な 報酬、給料、 職員手当等、 報償費、旅 費、需用費 (会議費、印 刷製本費)、 役務費(通信 運搬費、廣 告料、	1 / 2	

			手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
広域的保育所等利用事業	<p>1. こども送迎センター等事業</p> <p>(1) バス購入費又は借上げ費</p> <p>①購入費 <u>1台当たり</u> 15,000,000円 <u>※ただし、2台目以降は15,000,000円を加算する。</u></p> <p>②借上げ費 <u>1台当たり</u> 7,500,000円 <u>※ただし、2台目以降は7,500,000円を加算する。</u></p> <p>※自宅等送迎事業については、1事業当たりとする。</p> <p>(2) 保育士等雇上費</p> <p><u>1人当たり</u> 5,000,000円 <u>※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。</u></p> <p>(3) 運転手雇上費</p> <p><u>1人当たり</u> 5,000,000円 <u>※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。</u></p> <p>(4) 事業費（送迎センター実施場所の賃借料、燃料費等）</p> <p>①こども送迎センター事業 <u>10,202,000円</u></p> <p>②自宅等送迎事業 <u>1,119,000円</u></p> <p>2. 代替屋外遊戯場送迎事業</p> <p>(1) バス購入費又は借上げ費</p> <p>①購入費 <u>1台当たり</u> 15,000,000円 <u>※ただし、2台目以降は15,000,000円を加算する。</u></p>	広域的保育所等利用事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費、車両購入費、運行費、改修費、公課費	1 / 2	広域的保育所等利用事業	<p>1. こども送迎センター等事業</p> <p>(1) バス購入費又は借上げ費</p> <p>①購入費 <u>送迎センター1か所当たり</u> 15,000,000円</p> <p>②借上げ費 <u>送迎センター1か所当たり</u> 7,500,000円</p> <p>※自宅等送迎事業については、1事業当たりとする。</p> <p>(2) 保育士等雇上費</p> <p><u>保育所等及び1センター1か所当たり</u> 5,000,000円</p> <p>(3) 運転手雇上費</p> <p>5,000,000円</p> <p>(4) 事業費（送迎センター実施場所の賃借料、燃料費等）</p> <p>①こども送迎センター事業 <u>10,092,000円</u></p> <p>②自宅等送迎事業 <u>1,009,000円</u></p> <p>2. 代替屋外遊戯場送迎事業</p> <p>(1) バス購入費又は借上げ費</p> <p>①購入費 <u>1事業当たり</u> 15,000,000円</p>	広域的保育所等利用事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費、車両購入費、運行費、改修費、公課費	1 / 2	

	<p>②借上げ費 <u>1台当たり</u> 7,500,000円 <u>※ただし、2台目以降は7,500,000円を加算する。</u></p> <p>(2) 保育士等雇上費 <u>1人当たり</u> 5,000,000円 <u>※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。</u></p> <p>(3) 運転手雇上費 <u>1人当たり</u> 5,000,000円 <u>※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。</u></p> <p>(4) 事業費（駐車場の賃借料、燃料費等） <u>10,202,000円</u> ただし、1と2の両方の事業を実施する場合、(1)のバス購入費又は借上げ費については、どちらかの事業のみの補助とする。</p> <p>3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,270,000円</p>				<p>②借上げ費 <u>1事業当たり</u> 7,500,000円</p> <p>(2) 保育士等雇上費 <u>保育所等1か所当たり</u> 5,000,000円</p> <p>(3) 運転手雇上費 5,000,000円</p> <p>(4) 事業費（駐車場の賃借料、燃料費等） <u>10,092,000円</u> ただし、1と2の両方の事業を実施する場合、(1)のバス購入費又は借上げ費については、どちらかの事業のみの補助とする。</p> <p>3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,270,000円</p>		
保育利用支援事業	<p>1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000円</p> <p>2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000円</p>	<p>保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及</p>	1 / 2	保育利用支援事業	<p>1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000円</p> <p>2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000円</p>	<p>保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及</p>	1 / 2

			び賃借料、備品購入費					び賃借料、備品購入費	
3歳児受入れ等連携支援事業	<p>1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000円</p> <p>2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 (1) コーディネーターを1名配置する場合 1市町村当たり年額 4,183,000円</p> <p>(2) コーディネーターを2名以上配置する場合 1市町村当たり年額 8,183,000円</p>	<p>3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2	3歳児受入れ等連携支援事業	<p>1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000円</p> <p>2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 (1) コーディネーターを1名配置する場合 1市町村当たり年額 4,183,000円</p> <p>(2) コーディネーターを2名以上配置する場合 1市町村当たり年額 8,183,000円</p>	<p>3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2		
医療的ケア児保育支援事業	<p>1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 <u>1か所当たり 年額 5,320,000円</u></p> <p>(2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 <u>1か所当たり 年額 4,960,000円</u></p> <p>2. 加算分単価 <u>(1) 研修受講支援加算</u> <u>1か所当たり 年額 300,000円</u></p> <p><u>(2) 保育補助者配置加算</u> <u>1か所当たり 年額 2,160,000円</u></p> <p><u>(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算</u> 1自治体当たり 年額 <u>2,160,000円</u> ※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治</p>	<p>医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金</p>	1/2	医療的ケア児保育支援モデル事業	<p>1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 <u>1自治体当たり 年額 7,915,000円</u></p> <p>(2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 <u>1自治体当たり 年額 7,365,000円</u></p> <p>2. 加算分単価 <u>(1) 医療的ケア児保育支援者配置加算</u> 1自治体当たり 年額 <u>2,100,000円</u></p>	<p>医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補</p>	1/2		

		<p><u>体当たり年額 130,000 円を加算する。</u></p> <p><u>(4) ガイドライン策定加算</u> 1 自治体当たり 年額 <u>560,000 円</u></p> <p><u>(5) 検討会等設置加算</u> <u>1 自治体当たり 年額 360,000 円</u></p>	及び交付金			<p><u>(2) ガイドライン策定加算</u> 1 自治体当たり 年額 <u>550,000 円</u></p>	助金及び交付金	
家庭支援推進保育事業	<p>1 か所当たり <u>3,867,000 円</u></p> <p><u>※ただし、特に配慮が必要な家庭における児童を 40%以上受け入れている保育所等であって、外国人子育て家庭の児童が 20%以上である保育所等が実施する場合、1 か所当たり <u>7,734,000 円</u></u></p>	<p>家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2	家庭支援推進保育事業	1 か所当たり <u>3,846,000 円</u>	<p>家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2	
保育所等における要支援児童等対応推進事業	1 か所当たり年額 4,567,000 円	<p>保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2	保育所等における要支援児童等対応推進事業	1 か所当たり年額 4,567,000 円	<p>保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2	

	認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1 指定都市、中核市当たり年額 354,000 円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	1 / 3		認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1 指定都市、中核市当たり年額 354,000 円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	1 / 3
	保育環境改善等事業 (安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業、 <u>新型コロナウイルス感染症対策支援事業</u> を除く。)	(1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,200,000 円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 1 事業当たり 1,029,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	1 / 3		保育環境改善等事業 (安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	(1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,200,000 円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 1 事業当たり 1,029,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	1 / 3
	保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進)	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負	1 / 2		保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進)	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負	1 / 2

	事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	1施設当たり 32,000,000円	費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費			事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	1施設当たり 32,000,000円	費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	
	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	<p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり <u>353,000円</u></p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円</p>	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費	1/2		保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	<p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり <u>302,000円</u></p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円</p>	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費	1/2

	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		保育施設・事業の届出促進事業	1自治体当たり年額 40,000,000円	保育施設・事業の届出促進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、謝金、旅費、委託費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(保守料、通信運搬費、広告料、手数料)、使用料、賃借料	3 / 4
	放課後居場所緊急対策事業	1か所当たり年額 1,042,000円 ・開設準備経費(改修費等) 500,000円追加 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷	1 / 3		放課後居場所緊急対策事業	1か所当たり年額 1,021,000円 ・開設準備経費(改修費等) 500,000円追加 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷	1 / 3

			製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費				製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	
小規模多機能・放課後児童支援事業	<p>(1) 基本事業</p> <p>・「放課後児童対策支援事業の実施について」(平成31年3月29日子発0329第2号子ども家庭局長通知。以下「実施通知」という。)の別添2の3(1)の事業を実施する場合</p> <p>1か所当たり年額 <u>1,042,000</u>円</p> <p>・実施通知の別添2の3(2)の事業を実施する場合</p> <p>1か所当たり年額 <u>2,242,000</u>円</p> <p>(2) 加算事業</p> <p>・放課後児童支援員を配置する場合</p> <p>年額 <u>700,000</u>円追加</p> <p>・開設準備経費(改修費等)</p> <p>2,000,000円追加</p> <p>※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額、放課後児童支援員を配置する場合の年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	小規模多機能・放課後児童支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	1/3	小規模多機能・放課後児童支援事業	<p>(1) 基本事業</p> <p>・「放課後児童対策支援事業の実施について」(平成31年3月29日子発0329第2号子ども家庭局長通知。以下「実施通知」という。)の別添2の3(1)の事業を実施する場合</p> <p>1か所当たり年額 <u>1,021,000</u>円</p> <p>・実施通知の別添2の3(2)の事業を実施する場合</p> <p>1か所当たり年額 <u>2,121,000</u>円</p> <p>(2) 加算事業</p> <p>・放課後児童支援員を配置する場合</p> <p>年額 <u>680,000</u>円追加</p> <p>・開設準備経費(改修費等)</p> <p>2,000,000円追加</p> <p>※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額、放課後児童支援員を配置する場合の年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	小規模多機能・放課後児童支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	1/3	
待機児童対策協議会推進事業	1自治体当たり年額 <u>2,732,000</u> 円	待機児童対策協議会推進事業を実施するために必要な	1/2	待機児童対策協議会推進事業	1自治体当たり年額 <u>2,678,000</u> 円	待機児童対策協議会推進事業を実施するために必要な	1/2	

			報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費		
	新たな待機児童対策提案型事業	1 自治体当たり年額 10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1 事業当たり年額 10,000,000 円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10 / 10		新たな待機児童対策提案型事業	1 自治体当たり年額 10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1 事業当たり年額 10,000,000 円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10 / 10
間接補助事業	保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学	1 / 2	間接補助事業	保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学	1 / 2

	<p>費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり <u>7,210円</u></p>	<p>料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>				<p>費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり <u>7,000円</u></p>	<p>料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	
	<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり <u>7,210円</u></p>					<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり <u>7,000円</u></p>		
	<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p>					<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p>		
	<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 					<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 		

		<ul style="list-style-type: none"> ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 				<ul style="list-style-type: none"> ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 		
		5. 受験対策学習費用補助事業（うち受験対策学習費用補助事業） 保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限150,000円				5. 受験対策学習費用補助事業（うち受験対策学習費用補助事業） 保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限150,000円		
	保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円	保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2		指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円	保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
	保育士宿舍借り上げ支援事業	1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度から引き続き令和2年度において本事業の対象者であって、令和3年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、	保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使	2 / 3		1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度において本事業の対象者であって、令和2年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。	保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使	2 / 3

		以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000円	用料、賃借料				1人当たり月額 82,000円	用料、賃借料	
保育人材等 就職・交流 支援事業	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり <u>11,731,000</u> 円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000円	保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2	保育人材等 就職・交流 支援事業	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり <u>11,667,000</u> 円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000円	保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2		
	2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 (1) 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり <u>7,210</u> 円 ②調整費 1人当たり 4,000円 2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000円 ②調整費 1人当たり 4,000円	2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 (1) 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり <u>7,000</u> 円 ②調整費 1人当たり 4,000円 2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000円 ②調整費 1人当たり 4,000円	3/4		3. 保育所等における業務集約化推進事業 厚生労働大臣が別に定める額	3. 保育所等における業務集約化推進事業 厚生労働大臣が別に定める額	1/2		
	3. 保育所等における業務集約化推進事業 厚生労働大臣が別に定める額	3. 保育所等における業務集約化推進事業 厚生労働大臣が別に定める額	1/2						
保育体制強化事業	1. 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000円 2. 児童の園外活動の見守り等 ①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 1か所当たり月額 <u>45,000</u> 円 ②安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者に謝金を支払う場合又は委託する場合 1か所当たり月額 <u>45,000</u> 円 ※①、②は1か所につき一方のみ	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3の(6)の①の場合 1/2 3の(6)の②の場合 2/3	保育体制強化事業	1. 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000円 2. 児童の園外活動の見守り等 ①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 1か所当たり月額 <u>50,000</u> 円 ②安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者に謝金を支払う場合又は委託する場合 1か所当たり月額 <u>50,000</u> 円 ※①、②は1か所につき一方のみ	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3の(6)の①の場合 1/2 3の(6)の②の場合 2/3		

保育補助者 雇上強化事 業	<p>1. 利用定員が 121 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 <u>2,333,000 円</u> <u>※新子育て安心プラン実施計画の採択を受 けた市町村については、以下の額を適用 できる。</u> <u>1 か所当たり年額 3,111,000 円</u></p> <p>2. 利用定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 <u>4,666,000 円</u> <u>※新子育て安心プラン実施計画の採択を受 けた市町村については、以下の額を適用 できる。</u> <u>1 か所当たり年額 6,222,000 円</u></p>	保育補助者雇 上強化事業を 実施するた めに必要 な報酬、給 料、職員手 当等、賃金 、共済費、 需用費、役 務費、委託 料、使用料 及び賃借料	3の(7) の②の場 合 3/4 3の(7) の③の場 合 6/7	保育補助者 雇上強化事 業	<p>1. 利用定員が 121 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 <u>2,264,000 円</u></p> <p>2. 利用定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 <u>4,528,000 円</u></p>	保育補助者雇 上強化事業を 実施するた めに必要 な報酬、給 料、職員手 当等、賃金 、共済費、 需用費、役 務費、委託 料、使用料 及び賃借料	3の(7) の②の場 合 3/4 3の(7) の③の場 合 6/7
若手保育士 や保育事業 者等への巡 回支援事業	<p>1. 若手保育士への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>2. 保育事業者への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p><u>4. 保育士の働き方改革への巡回支援</u> <u>1 自治体当たり 4,064,000 円</u></p> <p><u>5. 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミ ナー等の実施</u> <u>1 自治体当たり 1,624,000 円</u></p> <p><u>6. 保育実践充実コーディネーターによる 巡回支援</u> <u>1 自治体当たり 4,064,000 円</u></p> <p><u>7. 自己評価に係る地域協議会</u> <u>1 自治体当たり 1,624,000 円</u></p>	若手保育士や 保育事業者等 への巡回支援 事業を実施す るために必要 な報酬、給料 、職員手当等 、賃金、報償 費、共済費、 旅費、需用 費（消耗品 費、印刷製 本費）、通信 運搬費、役 務費、委託 料、使用料 及び備品購 入費	1/2	若手保育士 や保育事業 者等への巡 回支援事業	<p>1. 若手保育士への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>2. 保育事業者への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p>	若手保育士や 保育事業者等 への巡回支援 事業を実施す るために必要 な報酬、給料 、職員手当等 、賃金、報償 費、共済費、 旅費、需用 費（消耗品 費、印刷製 本費）、通信 運搬費、役 務費、委託 料、使用料 及び備品購 入費	1/2
潜在保育士 再就職支援 事業	1 施設当たり 100,000 円	潜在保育士再 就職支援事業 を実施するた めに必要な報	1/2	潜在保育士 再就職支援 事業	1 施設当たり 100,000 円	潜在保育士再 就職支援事業 を実施するた めに必要な報	1/2

			酬、給料、職員 手当等、賃金、 共済費、旅費、 需用費（消耗 品費、燃料費、 会議費、印刷 製本費、光熱 水費及び修繕 料）、役務費 （通信運搬 費、広告料、手 数料）、委託 料、使用料及 び賃借料並び に備品購入費				酬、給料、職員 手当等、賃金、 共済費、旅費、 需用費（消耗 品費、燃料費、 会議費、印刷 製本費、光熱 水費及び修繕 料）、役務費 （通信運搬 費、広告料、手 数料）、委託 料、使用料及 び賃借料並び に備品購入費	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	保育士修学 資金貸付等 事業	以下に掲げる額に9/10を乗じて得た額 <u>1 保育士修学資金貸付</u> <u>(1) 基本額</u> 1人当たり月額 50,000円以内 <u>(2) 加算額</u> ・ <u>入学準備金（貸付初回時）</u> 1人当たり 200,000円以内 ・ <u>就職準備金（卒業時）</u> 1人当たり 200,000円以内 ・ <u>貸付申請時に生活保護受給世帯の者 であって、養成施設に入学し、在学す る者</u> 1月当たり貸付申請時における貸 付対象者の居住地の生活扶助基準の 居宅（第1類）に掲げる額のうち貸 付対象者の年齢に対応する年齢区分 の額に相当する額以内 <u>2 保育補助者雇上費貸付</u> 1か所当たり年額 2,953,000円以内 <u>(加算分)</u> 1か所当たり年額 2,215,000円以内	<u>保育士修学資 金貸付等事業</u> を実施するた めに必要な貸 付金、報酬、給 料、職員手当 等、賃金、共済 費、旅費、需用 費（消耗品費、 燃料費、会議 費、印刷製本 費、光熱水費 及び修繕料）、 役務費（通信 運搬費、広告 料、手数料）、 委託料、使用 料及び賃借料 並びに備品購 入費	<u>10/10</u> <u>(注2)</u>

						<p>3 <u>未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付</u> <u>保育士が要した保育料の1/2</u> <u>ただし、上限 月額27,000円</u></p> <p>4 <u>就職準備金貸付</u> <u>1人当たり 200,000円以内</u> <u>(加算分) 1人当たり 200,000円以内</u></p> <p>5 <u>未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付</u> <u>・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2</u> <u>※ ただし、年額123,000円以内</u></p> <p>6 <u>事務費</u> <u>・1事業当たり 4,275,000円以内</u> <u>・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合</u> <u>1事業当たり 5,775,000円以内</u></p>		
保育士・保育の現場の魅力発信事業	<p>1. <u>保育士という職業や保育の現場の魅力発信</u> <u>1自治体当たり 8,108,000円</u></p> <p>2. <u>保育士が相談しやすい体制整備</u> <u>(1) 保育士の相談窓口の設置</u> <u>1自治体当たり 4,035,000円</u> <u>(2) 新型コロナウイルス感染症に関する相談支援</u> <u>1自治体当たり 5,599,000円</u></p>	<p>保育士・保育の現場の魅力発信事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及</p>	<u>1/2</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

		<u>び賃借料並び に備品購入費</u>							
保育所等改修費等支援事業	<p>(1) 賃貸物件による保育所等改修費等 ①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 20,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 32,000,000 円 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり 60,000,000 円 (イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1 施設当たり 32,000,000 円 分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 14,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり 21,000,000 円 (イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1 施設当たり 21,000,000 円 ②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>賃貸物件による保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 2 / 3 (注 1) 8 / 9</p>	<p>家庭的保育改修費等の場合 1 / 2 (注 1) 2 / 3</p>	保育所等改修費等支援事業	<p>(1) 賃貸物件による保育所等改修費等 ①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 20,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 32,000,000 円 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり 60,000,000 円 (イ) 老朽化対応の場合 1 施設当たり 32,000,000 円 分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 14,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり 21,000,000 円 (イ) 老朽化対応の場合 1 施設当たり 21,000,000 円 ②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>賃貸物件による保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 2 / 3 (注 1) 8 / 9</p>	<p>家庭的保育改修費等の場合 1 / 2 (注 1) 2 / 3</p>

		<p>1 施設当たり 23,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下</p> <p>1 施設当たり 35,000,000 円 利用（増加）定員 60 名以上</p> <p>1 施設当たり 63,000,000 円 分園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 17,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上</p> <p>1 施設当たり 24,000,000 円 ③上記①、②以外の場合 本園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 15,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下</p> <p>1 施設当たり 27,000,000 円 利用（増加）定員 60 名以上</p> <p>1 施設当たり 55,000,000 円 （イ）老朽化又は利便性・質の向上の ための改修の場合 1 施設当たり 27,000,000 円 分園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 9,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上</p> <p>1 施設当たり 16,000,000 円 （イ）老朽化又は利便性・質の向上の ための改修の場合 1 施設当たり 16,000,000 円</p> <p>（2）小規模保育改修費等 ①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「「待機児童解消に向けて緊急的に対</p>					<p>1 施設当たり 23,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下</p> <p>1 施設当たり 35,000,000 円 利用（増加）定員 60 名以上</p> <p>1 施設当たり 63,000,000 円 分園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 17,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上</p> <p>1 施設当たり 24,000,000 円 ③上記①、②以外の場合 本園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 15,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下</p> <p>1 施設当たり 27,000,000 円 利用（増加）定員 60 名以上</p> <p>1 施設当たり 55,000,000 円 （イ）老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,000,000 円 分園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 9,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上</p> <p>1 施設当たり 16,000,000 円 （イ）老朽化対応の場合 1 施設当たり 16,000,000 円</p> <p>（2）小規模保育改修費等 ①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「「待機児童解消に向けて緊急的に対</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1 か所当たり 35,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1 か所当たり 22,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 35,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>1 施設当たり 22,000,000 円</p>					<p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1 か所当たり 35,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1 か所当たり 22,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 35,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>1 施設当たり 22,000,000 円</p>			
認可外保育施設改修費等支援事業	<p>(1) 改修費等支援事業</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p>	認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必	2 / 3		認可外保育施設改修費等支援事業	<p>(1) 改修費等支援事業</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p>	認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必	2 / 3	

	<p>(2) 移転費等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転費 1 施設当たり 1,200,000 円 ・ 仮設設置費 1 施設当たり 3,800,000 円 	<p>要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費</p>			<p>(2) 移転費等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転費 1 施設当たり 1,200,000 円 ・ 仮設設置費 1 施設当たり 3,800,000 円 	<p>要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費</p>	
都市部における保育所等への賃借料等支援事業	<p>(1) 都市部における保育所等への賃借料支援事業</p> <p>① 平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 施設当たり年額 12,000,000 円</p> <p>② 上記①以外の場合 1 施設当たり年額 22,000,000 円</p> <p>(2) 保育所設置促進事業 1 か所当たり 21,200,000 円</p>	<p>都市部における保育所等への賃借料等支援事業を実施するために必要な賃借料（(2)の事業については敷金を除く。）</p>	<p>(1) 10 / 10</p> <p>(2) 2 / 3</p>	都市部における保育所等への賃借料等支援事業	<p>(1) 都市部における保育所等への賃借料支援事業</p> <p>① 平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 施設当たり年額 12,000,000 円</p> <p>② 上記①以外の場合 1 施設当たり年額 22,000,000 円</p> <p>(2) 保育所設置促進事業 1 か所当たり 21,200,000 円</p>	<p>都市部における保育所等への賃借料等支援事業を実施するために必要な賃借料（(2)の事業については敷金を除く。）</p>	<p>(1) 10 / 10</p> <p>(2) 2 / 3</p>
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	<p>4. 認可化移行移転費等支援事業</p> <p>(1) 移転費 1 施設当たり 1,200,000 円</p> <p>(2) 仮設設置費 1 施設当たり 3,800,000 円</p>	<p>認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費</p>	1 / 2	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	<p>4. 認可化移行移転費等支援事業</p> <p>(1) 移転費 1 施設当たり 1,200,000 円</p> <p>(2) 仮設設置費 1 施設当たり 3,800,000 円</p>	<p>認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費</p>	1 / 2

			(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金				(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金		
	民有地マッチング事業	3. コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000円	民有地マッチング事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費(会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2		民有地マッチング事業	3. コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000円	民有地マッチング事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費(会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
	保育利用支援事業	1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000円 2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000円	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告	1/2		保育利用支援事業	1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000円 2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000円	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告	1/2

			料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
3歳児受入れ等連携支援事業	1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000円	3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2		3歳児受入れ等連携支援事業	1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000円	3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
医療的ケア児保育支援事業	1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 <u>1か所当たり 年額 5,320,000円</u> (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 <u>1か所当たり 年額 4,960,000円</u> 2. 加算分単価 <u>(1) 研修受講支援加算 1か所当たり 年額 300,000円</u> <u>(2) 保育補助者配置加算 1か所当たり 年額 2,160,000円</u> <u>(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1自治体当たり 年額 2,160,000円</u>	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃	2/3		医療的ケア児保育支援モデル事業	1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 <u>1自治体当たり 年額 7,915,000円</u> (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 <u>1自治体当たり 年額 7,365,000円</u> 2. 加算分単価 <u>(1) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1自治体当たり 年額 2,100,000円</u>	医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、	2/3

		<p>※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治体当たり年額 130,000 円を加算する。</p> <p>(4) ガイドライン策定加算 1自治体当たり 年額 560,000 円</p> <p>(5) 検討会等設置加算 1自治体当たり 年額 360,000 円</p>	借料、備品購入費、補助金及び交付金				使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	
家庭支援推進保育事業	<p>1か所当たり 3,867,000 円</p> <p>※ただし、特に配慮が必要な家庭における児童を 40%以上受け入れている保育所等であって、外国人子育て家庭の児童が 20%以上である保育所等が実施する場合、1か所当たり 7,734,000 円</p>	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2	家庭支援推進保育事業	1か所当たり 3,846,000 円	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2	
保育所等における要支援児童等対応推進事業	1か所当たり年額 4,567,000 円	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使	2 / 3	保育所等における要支援児童等対応推進事業	1か所当たり年額 4,567,000 円	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使	2 / 3	

			用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金				用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1市町村当たり年額 354,000円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	3の(22)の②の場合 1/3 3の(22)の③の場合 1/2	認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1市町村当たり年額 354,000円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	3の(21)の②の場合 1/3 3の(21)の③の場合 1/2	
保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業、 <u>新型コロナウイルス感染症対策支援事業</u> を除く。)	(1) 基本改善事業 1事業当たり 7,200,000円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型) 推進事業 1事業当たり 1,029,000円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び	3の(23)の①のイの場合 1/3 3の(23)の①のウの場合 1/2	保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	(1) 基本改善事業 1事業当たり 7,200,000円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型) 推進事業 1事業当たり 1,029,000円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び	3の(22)の①のイの場合 1/3 3の(22)の①のウの場合 1/2	

			交付金				交付金	
保育環境改善等事業 (安全対策事業(新型コロナウイルス感染症対策として行う場合を除く。))	(2) 環境改善事業 安全対策事業 1施設当たり 500,000円以内	保育環境改善等事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用	2/3		保育環境改善等事業 (安全対策事業)	(2) 環境改善事業 安全対策事業 1施設当たり 500,000円以内	保育環境改善等事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用	2/3
保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 32,000,000円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2		保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 32,000,000円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり <u>353,000円</u> 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共	2/3		保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり <u>302,000円</u> 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共	2/3

			済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費				済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費		
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>保育施設・事業の届出促進事業</u>	<u>1市町村当たり年額 40,000,000円</u>	<u>保育施設・事業の届出促進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(保守料、通信運搬費、広告料、手</u>	<u>6 / 7</u>

	新たな待機児童対策提案型事業	1 自治体当たり年額 10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1 事業当たり年額 10,000,000 円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10 / 10			料)、使用料、賃借料	
	新たな待機児童対策提案型事業	1 自治体当たり年額 10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1 事業当たり年額 10,000,000 円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10 / 10			料)、使用料、賃借料	

(注1) 「**新**子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市町村に限る。）が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9）とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。
- (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1，2歳児」及び「3歳以上児」の3区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

(注1) 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市町村に限る。）が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9）とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。
- (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1，2歳児」及び「3歳以上児」の3区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

(削除)

(注2) 間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10を補助する場合に限る。